日本の水際対策強化に関する措置(ギリシャを検疫強化対象国に指定)

2021年1月27日 在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ国内で変異ウイルスの感染者が確認されたことにより、日本政府はギリシャを検疫強化の対象国に追加しました。

なお、既に日本国内の非常事態宣言に伴う追加措置として検疫強化が行われているため、この指定による追加の検疫強化措置はございません。(措置内容は1月8日 当館より発出したメールの内容と同一です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

日本に帰国・入国される方は出国前72時間以内の検査証明書の提出、空港検疫での検査、並びに14日間の公共交通機関不使用と自宅・宿泊施設での待機、位置情報の保存等に関する誓約書の提出が求められています。

(外務省:安全情報)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C018.html

(厚生労働省:誓約書について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

皆様におかれましては、ギリシャ政府の感染症対策に従うとともに、感染防止に努めてください。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St., 152 31 Halandri

TEL: 210-670-9910, 9911

FAX: 210-670-9981

HP: http://www.gr.emb-japan.go.jp

e-mail: consular@at.mofa.go.jp